

台風等異常気象への対応について ー暴風警報・暴風雪警報・特別警報ー

気象状況による児童の登校については、下記のとおりとします。

1 気象警報の発表区分について

「岡崎市」に警報が発表されているかどうかで御確認ください。

2 岡崎市に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された場合

(1) 登校前に発表されている場合

- ① 午前6時までに警報が解除された場合は、平常授業です。
- ② 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から授業を行います。
家で昼食をすませてからの登校になります。
- ③ 午前11時以降も警報が継続されている場合は、臨時休業です。

(2) 登校後に発表された場合

- ① 気象、交通機関および通学路の安全に関する情報収集に努め、安全に児童を下校させることが可能と判断できた場合は、授業を中止して速やかに下校させます。なお、留守家庭、子家下校の児童は、校内で待機させ、保護者へ迎えを依頼する場合があります。
- ② 通学路に危険等が認められるときは、該当児童の安全を校内において確保します。必要があれば、情報メールで保護者へ迎えなどを依頼します。

3 「特別警報」が発表された場合

(1) 登校前に岡崎市に「特別警報」が発表されている場合

- ① 児童を登校させないでください。
- ② 特別警報解除後、災害の状況及び気象・通学路の状況等に関する情報収集に努め、安全に登校させ得ると判断できた場合は、情報メール等で連絡します。

(2) 登校後に岡崎市に「特別警報」が発表された場合

- ① ただちに授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に関する情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所へ移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。
- ② 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、安全に下校させ得ると判断できるまでは下校させません。

※その他、大雨などの異常気象により学校及び通学路等の安全確保に困難が予想される場合についても、上記警報発令時と同様に、休業や授業を中止することがあります。その場合は、情報メール、ホームページで連絡します。